

第33回ふれあい戸河内まつり「がんす横丁」出店要領

(令和8年5月8日版)

1 目的

ふれあい戸河内まつりの賑わいを創出するため、来場者等が飲食等を通じ、ふれあえる場として「がんす横丁」を設けるとともに、地域産品等を提供する出店者の出店条件等を定める。

2 実施日時

実施日	準備時間	営業時間
令和8年8月1日(土)	13:00~16:00	16:00~21:30

※遅くとも17:00には営業を開始してください。

3 実施場所

戸河内ふれあいセンター周辺駐車場内「がんす横丁」エリア

4 出店条件等

(1) 出店資格等

出店者は、次の出店資格を有し、従事者を含め暴力団関係者と無関係であると誓約した出店申込者の中から選定する。

なお、出店申込者が多数の場合は、関係性や実績等を踏まえ、選定しない場合もある。

- ① 町内在住の個人
- ② 町内所在の各種団体・企業
- ③ 実行委員会委員の所属団体等
- ④ その他後援団体等

(2) 出店場所等

出店場所は、別紙「がんす横丁エリア出店者配置図(予定)」の出店テント内で、出店者が希望した出店ブース(コマ数)を踏まえ、出店者会議(7月上旬開催予定)において決定する。

なお、1コマは出店テント(2間×3間)の半分のスペース、移動販売車の場合のコマ数は、1台あたり1コマとする。また、テント持参の場合は3m×3mのスペースを1コマとする。

また、出店の設営や商品の販売に当たっては、店舗の飾付け、従事者の服装、商品の包装など出店者の特色を活かしたユニークな店舗になるよう努めること。

その他ごみの減量化や分別のしやすさに留意すること。

(3) 出店者負担金

出店者は、次表の種別・数量に応じて、出店者負担金を負担するものとし、出店者会議の際に集金する。

種別	規格	単位	負担金単価
テント	間口 2.7m×奥行 3.6m ※2間×3間テントの半分 ※複数コマの申込可	1コマ	町内 5,000 円 町外 7,000 円
キッチンカー	1台1コマ ※車両サイズが 5.5m×2.2m以内 の中型キッチンカー。 これより大きいサイズは応相談	1台	町内 4,000 円 町外 6,000 円
区画	3m×3m ※テント持参の必要あり	1コマ	町内 4,000 円 町外 6,000 円
机	縦 45cm×横 180 cm×高さ 90 cm ※持参机は負担金不要	1卓	500 円
椅子	パイプ椅子 ※持参椅子は負担金不要	1脚	100 円
電源	100V、2口コンセント式 ※1個(2口)単位で課金	1個	2,500 円
<p>① 事務局では、負担金関係設備のほか出店テント内の照明、共用流し台(ふれあいセンター駐車場内)を用意する。</p> <p>② 出店に必要な電気器具やガス器具等は、出店者自身が用意すること。</p>			

(4) 統一販売価格

次表の対象品目については、出店者会議において販売価格を統一する。

対象品目	(参考)令和6年度	(参考)令和7年度	備考
① 缶ジュース	200 円	200 円	
②ホットボトルジュース 500 ml	250 円	250 円	
③缶ビール 350 ml	350 円	400 円	
④缶ビール 500 ml	—	600 円	
⑤発泡酒 350 ml	350 円	350 円	
⑥発泡酒 500 ml	—	500 円	
⑦缶チューハイ 350 ml	300 円	300 円	
⑧ノンアルコール 350 ml	200 円	250 円	
⑨ノンアルコール 500 ml	—	400 円	
<p>なお、上記対象品目以外の品目の価格設定は、出店者の任意とするが、適正な価格となるよう留意すること。</p>			

(5) 諸手続き

① (消防関係) 露店等の開設手続き

火気器具を使用する場合は、広島市消防局安佐北消防署安芸太田出張所への「露店等の開設届出書」の提出が必要となり、事務局が取りまとめて提出することから、事務局が定める提出期限までに提出すること。

また、消防署から指摘事項があった場合は、当日までに対応すること。

② (衛生関係) 臨時食品取扱施設開設手続き

食品を取り扱う場合は、広島県西部保健所広島支所への「臨時食品取扱い施設開設届」の提出が必要となり、事務局が取りまとめて提出することから、事務局が定める提出期限までに提出すること。

なお、届出後の販売品目の追加は認めないので、届出前に販売品目を精査すること。また、保健所から指摘事項があった場合は、当日までに対応すること。

③ (暴力団追放関係) 暴力団追放に関する手続き

露店を出店する場合は、山県警察署への「暴力団追放に関する誓約書」、「従事者名簿」及び「運転免許証等の写し」の提出が必要となり、事務局が取りまとめて提出することから、事務局が定める提出期限までに提出すること。

5 当日の営業条件等

(1) 通行規制

当日、町道駅裏線及びがんす横丁エリアは、16時から21時45分まで出店関係車両を含め車両通行止めとなることから、出店ブースの設営や資材搬入等のための車両の乗り入れは、16時まで完了し、撤去のための車両の乗り入れは、21時45分以降に開始すること。

なお、16時以降に資材等を搬入する場合は、出店者用駐車場(JR可部線跡地駐車場)又はステージ裏で荷下ろしし、台車等により搬入すること。

(2) 出店者用駐車場

出店者用駐車場は、JR可部線跡地駐車場(予定)とするが、出店者には、「出店者駐車許可証」を各2枚配布するので、車外から「出店者駐車許可証」が確認できる車内の任意の場所に表示すること。

(3) 営業時間等

① 準備時間(13時~16時)

出店ブースの設営は、準備時間内に完了すること。

なお、前日搬入又は当日の午前中に資機材等を搬入したい場合は、前々日までに事務局に連絡すること。

② 営業時間(16時~21時30分)

事前の露店開設手続きにおいて、営業時間を定めていることから、営業時間

の開始時間前や終了時間後に営業活動を行わないこと。

③ 撤去時間（21 時 30 分～撤去完了）

営業時間の終了前に商品が売り切れた場合は、撤去を開始できるが、がんす横丁エリアへの車両の乗り入れは、通行規制により 21 時 45 分以降に開始すること。

なお、出店ブース内で発生したゴミや残飯は、出店者自身で処分すること。

（4）衛生管理

食品を取り扱う場合は、保健所の指導に従い、食中毒の発生防止に努めるとともに、残飯等の処理設備として蓋つきの容器を用意すること。

（5）開催中止事由

次の事由に該当する場合は、前日夕方又は当日朝に中止を決定し、防災行政無線や安芸太田町ホームページ等により中止を広報するほか、出店者には、個別の連絡方法により中止を連絡する。

- ① 気象警報（大雨警報、暴風警報等）の発表など荒天の可能性が高い場合
- ② 天変地変その他中止せざるを得ない場合

6 その他

（1）出店資格のない町外者等の取り扱い

出店資格のない町外者等からの出店を認めた場合は、露天商として取り扱うとともに、指定する場所において出店できるものとする。

がんす横丁エリア 出店者配置図（予定）

案内所

車両通行止め（予定）
16:00～21:45

がんす横丁エリア

共用
流し台



ステージ

荷下ろし場所
(16:00～17:00)

帳場 本部

町道駅裏線 車両通行止め（予定）16:00～21:45

20 m
1:500